

「第2期滋賀県河川整備5ヶ年計画」 (2019年度～2023年度)

1. 大津土木事務所管内
2. 南部土木事務所管内
3. 甲賀土木事務所管内
4. 東近江土木事務所管内
5. 湖東土木事務所管内
6. 長浜土木事務所・木之本支所管内
7. 高島土木事務所管内

2019年3月
滋 賀 県

■河川整備5ヶ年計画は、河川管理者である県が河川の現状を踏まえ、治水対策を計画的に進めるため、5年間に実施する河川整備事業の内容を取りまとめるものです。

ただし、次の事業は、5ヶ年計画に関わらず必要に応じ取り組みます。

- ①災害復旧事業
- ②補修・修繕など緊急に対応すべき事業
- ③今後新たに対策が必要となる局所的な改修など小規模な事業（全体事業費が5億円未満）
- ④維持管理事業（すべての河川が対象。地先の安全度マップで想定浸水深が大きい区域に係る河川においては、重点的に必要な対策を実施。）

■当計画に位置付ける区間

1) 整備実施区間

2019年度から2023年度の5年間に河川整備を実施する区間です。

2) 事業準備区間

整備実施区間とは別に、予算の確保状況、他事業の進捗状況および地元との調整状況等を考慮して整備を検討し、事業を実施する可能性のある区間、および河川整備の推進を図るため、河川整備計画の見直しを検討する区間です。

■河川整備計画が変更された場合は、必要に応じて5ヶ年計画を見直すことがあります。

■当計画の整備実施区間は、2018年度当初予算ベースで策定しています。ただし、実際の予算額（事業費）は、国の当初予算内示・制度変更などの状況変化、毎年度の県予算審議等を踏まえ、変動することがあります。

■第2期河川整備5ヶ年計画（2019年度～2023年度）の概算総事業費 約350億円